

社会保障審議会 介護保険部会(第65回)	資料2
平成28年9月30日	

地域支援事業の推進

地域支援事業の推進

現状・課題

1. 地域支援事業【参考資料P1～6】

地域支援事業は、被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とし、介護予防・日常生活支援総合事業（以下、「総合事業」という。）、包括的支援事業、任意事業から構成されている。

現在は、介護保険法における地域包括支援センターの評価に関する規定と、実施要綱における総合事業の評価に関する規定が置かれている一方で、地域支援事業全体として評価を行う仕組みはないが、それぞれの事業が効果的に実施されるためには、定期的に取り組みの評価を行い、評価に基づく取組の改善が行われる必要がある。

一方で、これまで、本部会において、保険者等による地域分析と対応を推進する観点から、地域マネジメントによる地域包括ケアシステムの深化が着実に進むよう、保険者の取組について、アウトカム評価等を国が設定し、PDCAの一環として、市町村及び都道府県が自己評価を行うことが議論されてきている。

2. 総合事業のうち介護予防・生活支援サービス事業及び生活支援体制整備事業【参考資料P7～24】

総合事業については、平成26年介護保険法改正により創設され、平成27年4月に施行されているが、市町村は条例で定める場合、総合事業の実施を平成29年4月まで猶予可能としている。また、地域におけるサービスや担い手の開発等に取り組む生活支援コーディネーターの配置や協議体の設置については、平成30年4月までが猶予期間となっている。

平成27年4月に総合事業を開始した78市町村に対し、事業の実施状況等について確認したところ、介護予防訪問介護・通所介護に相当するサービス以外の「多様なサービス」が出現していることが確認された一方で、介護サービス事業者や介護労働者以外の「多様な主体」による取組が十分に広まるまでに至っていない。

地域支援事業の推進

現状・課題

3. 地域包括支援センター【参考資料P25～44】

高齢者の自立支援・介護予防を推進するためには、地域においてケアマネジメントが適切に機能する必要がある。地域包括支援センターの業務のひとつとしてケアマネジメント支援が位置づけられている。実際の支援の中心は介護支援専門員への直接的支援となっているが、地域における適切なケアマネジメント環境を整備するためには、住民やサービス事業所を対象とした取組が必要。

また、ケアマネジメント支援の強化に当たっては、地域ケア会議について、更なる取組の促進が必要。

介護離職を防止する観点から、働きながら介護に取り組む家族や、今後の仕事と介護の両立不安や悩みを持つ就業者に対する相談支援の充実強化が、より一層求められており、平成29年度概算要求において、介護離職の防止を目的として、地域包括支援センターの土日祝日の開所や、電話等による相談体制の拡充、地域に出向いた相談会の実施等についてモデル的に実施する事業を盛り込んでいる。

地域包括ケアシステムを構築するために、在宅医療と介護の連携が取り組まれているところであるが、退院時の調整など、地域包括支援センターも積極的に役割を果たしていくことが求められる。

これらの取組強化が求められる中、地域包括支援センター職員の質の向上が課題となっている一方で、保健師、社会福祉士の「準ずる者」が一定数配置されている現状となっている。

また、地域包括支援センターの評価は、努力義務として市町村がそれぞれの方法で実施しているが、適切な評価の実施のためには、確立された評価指標により、定期的に評価を行うことが必要。

地域包括支援センターの体制については、在宅医療・介護連携推進事業や認知症総合支援事業等の包括的支援事業の充実や、包括的支援事業の上限額の見直し等を通じた体制強化を図ってきたところであるが、地域包括支援センターは、業務負担が過大になっているとの指摘がある。過大となっている具体的な業務は、指定介護予防支援の他、総合相談支援や地域のネットワーク構築等、地域包括支援センターごとで異なっている。

論点

1. 地域支援事業

地域支援事業における地域ケア会議の実施状況、生活支援コーディネーターの活動状況、地域包括支援センターにおけるケアマネジメント支援等の実施状況について、評価指標として国が定め、市町村は評価指標に基づく評価を行うこととし、財政面における市町村のインセンティブ付けについて検討する際に、この指標を用いてはどうか。

このため、市町村が地域支援事業等を通じた介護予防等の取組を適切に進めることができるよう、都道府県が市町村の課題に応じた支援を実施することを目的として、国において、都道府県職員に対する研修を実施することとしてはどうか。

また、評価が効果的な事業実施に結びつくよう、市町村が介護保険事業計画において事業方針や目標を定めることとしてはどうか。

2. 総合事業のうち介護予防・生活支援サービス事業及び生活支援体制整備事業

総合事業の取組が地域に定着し、地域づくりに対する住民意識が醸成されることによる、取組の発展的成長を促すため、引き続き、介護予防・生活支援サービス事業及び生活支援体制整備事業の実施状況について把握・検証を進め、その上で、政策の評価を行うこととしてはどうか。また、介護予防ケアマネジメントについて、今後、実施状況の把握・検証を行いつつ、介護予防支援（予防給付のサービスを利用する者に対するケアマネジメント）との間で円滑な実施が図られるよう、事務手続き等の改善を検討することとしてはどうか。

論点

3. 地域包括支援センター

地域包括支援センターが行うケアマネジメント支援について、介護支援専門員個人への支援から、地域の住民やサービス事業所等を含めた地域全体をターゲットとする支援へ拡大するとともに、ケアマネジメント支援の全体像の整理を行い、業務のプロセスや取組事項等を具体化・明確化してはどうか。

また、地域ケア会議の推進のため、地域ケア会議の具体的業務を具体化・明確化してはどうか。

介護に不安や悩みを抱える家族等の介護離職の防止を目的として、地域包括支援センターの土日祝日の開所や、電話等による相談体制の拡充、地域に出向いた相談会の実施など、相談支援の強化を図ってはどうか。また、併せて、これらの取組について、円滑な実施を促すための環境整備を進めてはどうか。

在宅医療と介護の連携を進める上で、地域包括支援センターの業務として、例えば、介護支援専門員が決まっていない患者に対する介護支援専門員の選定の支援や、予防給付等の利用が見込まれる患者に対する退院に向けたサービスの調整等を位置づけてはどうか。

地域包括支援センターの職員の質の向上のため、3職種の配置について定められている「準ずる者」の規定について、職種ごとの特性を踏まえ、将来的に解消することを目指してはどうか。特に、保健師については、人材確保が困難となっている実態を踏まえ、「準ずる者」の規定を残しつつ、高齢者の公衆衛生業務に関する業務経験を追加する等の対応をとってはどうか。

また、ケアマネジメント支援等の政策課題について、円滑な実施が図られるよう、地域包括支援センター職員に対する研修を実施することとしてはどうか。

地域包括支援センターの取組を適切に評価するため、国において評価指標を定めるとともに、評価を行うことを市町村及び地域包括支援センターの義務としてはどうか。また、地域包括支援センターの体制に関する評価の実施を通じて、適切な人員体制の確保を促してはどうか。